



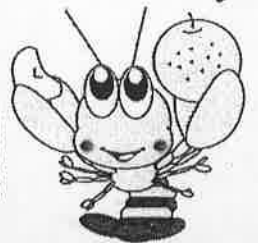
国民健康保険税の特別徴収 (年金からの差引き)について

国民健康保険税の特別徴収(年金からの差引き)とは、納税者の利便性の向上を図るために、従来の普通徴収(納付書もしくは口座振替)に加えて設けられた納付方法で、世帯主の年金から差し引かれます。

◆対象になるのは以下の方々です(①～④すべてに該当する方)

- ① 世帯主が国民健康保険に加入していること
- ② 国民健康保険に加入されている方が全員65歳以上75歳未満の世帯
- ③ 世帯主の年金の受給額が年間18万円以上の方
- ④ 介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の1/2を超えない方

裏面の
Q&Aもご
覧ください



◆特別徴収は年6回です

4月・6月・8月・10月・12月・2月に

年金から差し引きされます

【新規の方】 仮徴収と本徴収については、裏面をご覧ください。

	4月開始	6月開始	10月開始
仮徴収 (4・6・8月)	前年度の保険税額の6分の1の額を各月に差引き	前年度の保険税額の半分の額を、2分の1にした額を6・8月に差引き (4月は差し引きされません)	第4期(9月)まで普通徴収でお支払いただき、10月以降は特別徴収になります。
本徴収 (10・12・2月)	確定した保険税額から仮徴収した額を差し引いた残額を3分の1にした額を各月に差引き		

保険税の賦課期日は4月1日です。ただし賦課期日の時点で前年中の所得の把握ができないため、仮徴収では、前年度の税額を参考にした暫定の税額を差し引きします。

【継続の方】

毎年9月中旬に、翌年度仮徴収額まで記載した「税額(変更)決定通知書」を送付します。その他、徴収額の変更や納税方法の変更があった場合は、通知を送付します。

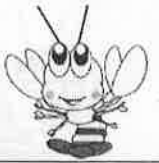
◆特別徴収で納付される方は、お手続きの必要は
ございません。

◆特別徴収ではなく口座振替を希望される方は・・・
口座振替に変更することで、特別徴収を中止することも可能です。
口座振替を希望される方は申請が必要です。
※納付書払いへの変更は出来ません。

ご不明な点は、
荒尾市役所 税務課
市民税係 窓口(10-2)
または電話
(0968-63-1342)
にてお問い合わせください。

◆特別徴収(年金からの差引き)に関するQ&A◆

皆様の質問に
お答えします！



Q1. 仮徴収と本徴収とは？

A1.

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の所得が確定するまでは、前年度の年間保険税を参考にした仮の額を徴収			前年度の所得確定後は、年間の保険税額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて徴収		

※各回の年金差引き額が出来るだけ均等になるよう、6・8月の仮徴収額を調整する場合があります。

Q2. 特別徴収になったり、普通徴収になったりするのなぜですか？

A2. 以下の方は特別徴収が停止になる場合があります。

- 年金の受給額が少なくなったとき
- 世帯主が国保を離脱したとき
- 資格の異動等により国保税が減額・増額になったとき など

特別徴収は一度停止すると、再び特別徴収の対象になることが確認出来るまで、普通徴収でのお支払をお願いすることになります。

再度、特別徴収の対象になった場合には、事前に通知を送付いたしますので、ご確認ください。

Q3. 6月に納付書が届き、7月にも納付書と特別徴収の通知が届きました。なぜ2通届くのですか？

A3. 6月の当初課税時には、継続して特別徴収になっている方を除いて、皆様に納税通知書を送付しております。特別徴収の対象者が決定する時期が7月上旬であるため、10月に特別徴収が開始になる方には、翌月にもう一度、特別徴収開始のお知らせと、普通徴収でお支払いただく分の納付書を送付することになります。ご了承ください。

Q4. 私は65歳以上ですが、納付書で支払っています。年金から差し引かれないのはなぜですか？

A4. 以下のような場合は、普通徴収になります。

- 世帯主が国保加入者でない場合
- 介護保険料が年金差引きされていない場合 など

Q5. 今まで保険税を口座振替にしていたのですが、年金差引きと二重に納めることにはなりませんか？

A5. 特別徴収が行われている間は、口座振替しないため、二重で納めていただくことはありません。ただし、年度の途中で保険税が増額になった場合には、増額分の金額のみ、普通徴収でお支払いただくこととなります。

Q6. 税額の変更がありその時に通知された額と実際に年金から差し引かれた額が違いました。なぜ？

A6. 税額変更後、特別徴収額に反映されるまで2~3か月かかるため、変更前の額で差し引きされる場合があります。多く差し引きになった額については還付または充当となりますが、税額が変更になっている可能性もありますので、ご不明な点がございましたら、お問合せください。

Q7. なぜ特別徴収になる対象が「世帯主の年金の受給額が年間18万円以上」？

A7. 国の調査により、年金受給額が年間18万円以上の方が受給者全体の8割を占めているという結果から、設定されています。

また、基準額は地方税法などの法令で定められており、介護保険料や市・県民税の特別徴収についても同額の基準額が設定されています。

なお、保険税の納税義務者は、世帯主であるため、世帯主が受給している年金からの差引きとなります。